

独立行政法人大学入試センター非常勤職員育児休業等規則

平成18年4月1日
規則第25号

改正 平成21年3月30日規則第7号
改正 平成22年6月23日規則第33号
改正 平成28年12月27日規則第16号
改正 平成31年4月30日規則第23号
改正 令和4年3月31日規則第14号
改正 令和4年9月30日規則第5号

独立行政法人大学入試センター非常勤職員育児休業等規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人大学入試センター非常勤職員就業規則（平成18年規則第23号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第45条の規定により、独立行政法人大学入試センターに勤務する非常勤職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 非常勤職員の育児休業等に関しては、この規則に定めるもののほか、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）及びその他の法令に定めるところによる。

(育児休業の申出)

第3条 当該養育する子が1歳6か月に達する日までの間にその雇用期間（雇用期間が更新される場合にあつては、更新後の雇用期間）が満了することが明らかでない非常勤職員は、申し出ることにより、当該非常勤職員の1歳に満たない子（育児・介護休業法第2条第1項第1号に規定する子をいう。以下同じ。）を養育するため、当該子が1歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、その養育する子が1歳に達する日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に2回の育児休業（第11条の2第1項に規定する出生時育児休業を除く。以下この条から第11条までにおいて同じ。）をしたことがある非常勤職員は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の申出をすることができない。

一 育児休業の申出をした非常勤職員について非常勤職員就業規則第44条第1項第7号又は第8号の規定により休暇を取得した期間（以下「産前産後休暇期間」という。）が始まったことにより第11条第1項の育児休業期間が終了した場合であつて、当該期間又は当該期間中に出産した子に係る育児休業期間が終了する日までに、当該子のすべてが、次のいずれかに該当するに至ったとき。

イ 死亡したとき。

ロ 養子となったことその他の事情により当該非常勤職員と同居しないこととなったとき。

ハ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が

終了したとき（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたとき。

二 育児休業の申出をした非常勤職員について出生時育児休業又は新たな育児休業期間（以下この号において「新期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子のすべてが、前号イからハまでのいずれかに該当するに至ったとき。

三 育児休業の申出をした非常勤職員について独立行政法人大学入試センター非常勤職員介護休業等規則（平成18年規則第26号）に定める介護休業期間（以下「介護休業期間」という。）が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出をした非常勤職員との親族関係が消滅するに至ったとき。

四 育児休業の申出に係る子の親である配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が死亡したとき。

五 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったとき。

六 婚姻の解消その他の事情により第4号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなったとき。

七 育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

八 育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

3 非常勤職員は、その養育する1歳から1歳6か月に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合（育児・介護休業法施行規則第5条の2で準用する同規則第5条第1号から第3号までに規定する特別の事情がある場合には、第2号に該当する場合）に限り、育児休業をすることができる。ただし、当該非常勤職員（当該子の満1歳に達する日において育児休業をしている非常勤職員であって、その翌日に本項に基づく育児休業の申出をする者を除く。）が、第1項に該当する者に限る。

一 当該申出に係る子について、当該非常勤職員又はその配偶者が、当該子の1歳到達日において育児休業をしている場合

二 当該子の1歳到達日後の期間について次のいずれかに該当する場合

イ 当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合

ロ 常態として申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であった者が、死亡した場合若しくは負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態になった場合若しくは婚姻の解消その他の事情により常態として配偶者が申出に係る子と同居しないこととなった場合若しくは6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない場合

- ハ 育児休業の申出をした非常勤職員について出生時育児休業期間又は新たな育児休業期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新时期が終了する日までに、当該新时期の育児休業に係る子のすべてが、第3条第2項第1号イからハまでのいずれかに該当するに至った場合。
 - ニ 育児休業の申出をした非常勤職員について介護休業期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出をした非常勤職員との親族関係が消滅するに至った場合。
 - 三 当該子の満1歳に達する日後の期間において、この項の規定による育児休業をしたことがない場合
- 4 非常勤職員は、その養育する1歳6か月から2歳に達するまでの子について、次の各号のいずれにも該当する場合（育児・介護休業法施行規則第5条の2で準用する同規則第5条第1号から第3号までに規定する特別の事情がある場合には、第2号に該当する場合）に限り、育児休業をすることができる。
- 一 当該申出に係る子について、当該非常勤職員又はその配偶者が、当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合
 - 二 当該子の1歳6か月到達日後の期間について次のいずれかに該当する場合
 - イ 当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳6か月に達する日後の期間について、当面その実施が行われない場合
 - ロ 常態として申出に係る子の養育を行っている配偶者であって当該子が1歳6か月に達する日後の期間について常態として当該子の養育を行う予定であった者が、死亡した場合若しくは負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により申出に係る子を養育することが困難な状態になった場合若しくは婚姻の解消その他の事情により常態として配偶者が申出に係る子と同居しないこととなった場合若しくは6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定であるか又は産後8週間を経過しない場合
 - ハ 育児休業の申出をした非常勤職員について出生時育児休業期間又は新たな育児休業期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該新时期が終了する日までに、当該新时期の育児休業に係る子のすべてが、第3条第2項第1号イからハまでのいずれかに該当するに至った場合。
 - ニ 育児休業の申出をした非常勤職員について介護休業期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であって、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至ったとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出をした非常勤職員との親族関係が消滅するに至った場合。
 - 三 当該子の満1歳6か月に達する日後の期間において、この項の規定による育児休業をしたことがない場合
- 5 第1項、第3項及び前項の規定による申出（以下「育児休業申出」という。）は、育児休業申出書（様式第1号）により、その期間中は育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）

とする日を明らかにして、1月（第3項及び前項の規定による申出にあつては2週間）前までにしなければならない。この場合において、次の各号に掲げる育児休業の申出にあつては、育児・介護休業法施行規則第5条の2で準用する同規則第5条第1号から第3号までに規定する特別の事情がある場合を除き、当該各号に定める日を育児休業開始予定日としなければならない。

一 第3項の規定による育児休業の申出 当該申出に係る子の満1歳に達する日の翌日（当該申出をする非常勤職員の配偶者が、同日において、当該申出に係る子を養育するための育児休業をしている場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日）

二 第4項の規定による育児休業の申出 当該申出に係る子の満1歳6月に達する日の翌日（当該申出をする短時間勤務有期雇用教職員の配偶者が、同日において、当該申出に係る子を養育するための育児休業をしている場合には、当該育児休業に係る育児休業終了予定日の翌日以前の日）

6 第1項、第2項、第3項（第1号及び第2号を除く。）、第4項（第1号及び第2号を除く。）及び前項の規定は、雇用期間の末日を育児休業終了予定日（第8条の規定により当該育児休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日）とする育児休業をしているものが、当該育児休業に係る子について、当該雇用期間の更新に伴い、当該更新後の雇用期間の初日を育児休業開始予定日とする育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

7 育児休業申出についてその事由を確認する必要があると認められるときは、当該申出をした非常勤職員に対して、証明書類の提出を求めることがある。

8 当該申出をした非常勤職員が、当該申出をした後に申出に係る子が出生した場合には、その旨を遅滞なく報告しなければならない。

9 第1項の申出があつた場合は、当該申出をした非常勤職員に対し、育児休業取扱通知書（様式第1-2号）により、育児休業の取扱いについて通知するものとする。

（適用除外）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員は、職員の過半数を代表する者との書面による協定（以下「労使協定」という。）の定めるところにより育児休業をすることができない。

一 引き続き雇用された期間が1年に満たない非常勤職員

二 1週間の所定労働日数が2日以下の非常勤職員

（育児休業開始予定日の指定）

第5条 非常勤職員から育児休業申出があつた場合において、育児休業開始予定日とされた日が当該申出があつた日の翌日から起算して1月（第3条第3項及び同条第4項の規定による申出にあつては、2週間）を経過する日（以下この項において「1月等経過日」という。）前の日であるときは、育児休業開始予定日とされた日（その日が育児休業申出があつた日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあつては、当該3日を経過する日）までに、育児休業開始予定日指定書（様式第2号）を当該申出をした非常勤職員に交付することにより、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月等経過日（当該申出があつた日までに、次の各号に掲げる事由が生じた場合にあつては、育児休業申出があつた日の翌日から起算して1週間を経過する日）までの間のいずれかの日を当該育児休業開始予定日として指定することがある。

一 出産予定日前に子が出生したこと。

- 二 育児休業申出に係る子の親（育児休業の申出に係る子について民法第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として委託されている者若しくは第1条第1項に該当する者を含む。以下この規則において同じ。）である配偶者の死亡
- 三 前号に規定する配偶者が負傷又は疾病により育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。
- 四 第2号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。
- 五 育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。
- 六 育児休業申出に係る子について保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき。

2 第3条第7項の規定は、非常勤職員の育児休業開始予定日の指定について準用する。
（雇用期間更新に伴う適用除外）

第6条 第4条及び前条第1項の規定は、非常勤職員が第3条第6項に規定する育児休業申出をする場合には、これを適用しない。
（育児休業開始予定日の変更）

第7条 育児休業申出をした非常勤職員は、育児休業開始予定日とされた日（第5条の規定による指定があった場合は、当該指定した日。以下この項において同じ。）の前日までに第5条第1項各号に掲げる事由が生じた場合には、育児休業申出書（様式第1号）をもって申し出ることにより、当該育児休業開始予定日を育児休業1回につき1回に限り当該育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

2 前項の規定による非常勤職員からの申出があった場合において、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日が当該申出があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日であるときは、変更後の育児休業開始予定日とされた日（その日が変更申出があった日の翌日から起算して3日を経過する日後の日である場合にあっては、当該3日を経過する日）までに、育児休業開始予定日指定書（様式第2号）を当該非常勤職員に交付することにより、当該申出に係る変更後の育児休業開始予定日とされた日から当該1週間経過日（その日が当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日（第5条の規定による指定があった場合にあっては、当該指定された日。以下この項において同じ。）以後の日である場合にあっては、当該申出に係る変更前の育児休業開始予定日とされていた日）までの間のいずれかの日を当該非常勤職員に係る育児休業開始予定日として指定することができる。

3 第3条第7項の規定は、育児休業開始予定日の変更について準用する。
（育児休業終了予定日の変更）

第8条 育児休業申出をした非常勤職員は、育児休業終了予定日とされた日の1月（第3条第3項及び同条第4項の規定による育児休業の申出にあっては、2週間）前の日までに育児休業申出書（様式第1号）をもって申し出ることにより、当該育児休業終了予定日を育児休業1回につき1回に限り当該育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。ただし、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業終了予定日の変更時

に予測することができなかつた事態が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日の再度の変更をしなければその養育に著しい支障が生じるおそれがある場合はこの限りでない。

2 第3条第7項の規定は、育児休業終了予定日の変更について準用する。

(育児休業申出の撤回)

第9条 育児休業申出をした非常勤職員は、育児休業開始予定日とされた日（第5条第1項又は第7条第2項の規定による指定があつた場合にあつては当該指定された日、第7条第1項の規定により育児休業開始予定日の変更された場合にあつてはその変更後の育児休業開始予定日とされた日。次条及び第11条第1項において同じ。）の前日までは、育児休業申出撤回書（様式第3号）をもって申し出ることにより、当該申出を撤回することができる。

2 前項の規定により育児休業の申出を撤回した非常勤職員は、第3条第2項の適用については、撤回1回につき1回休業したものとみなす。

3 第1項の規定により第3条第3項及び同条第4項の規定による育児休業申出を撤回した非常勤職員は、当該申出に係る子については、次の各号に掲げる事由に該当する場合を除き、第3条第3項及び同条第4項の規定にかかわらず、これらの規定による育児休業を申し出ることができない。

一 育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡

二 前号に規定する配偶者が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により育児休業申出に係る子を養育することが困難な状態になったこと。

三 婚姻の解消その他の事情により第1号に規定する配偶者が育児休業申出に係る子と同居しないこととなったこと。

四 育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき。

五 育児休業申出に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないうとき。

六 育児休業の申出をした非常勤職員について出生時育児休業期間又は新たな育児休業期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であつて、当該新期間が終了する日までに、当該新期間の育児休業に係る子のすべてが、第3条第2項第1号イからハまでのいずれかに該当するに至つたとき。

七 育児休業の申出をした非常勤職員について介護休業期間が始まったことにより育児休業期間が終了した場合であつて、当該介護休業期間が終了する日までに、当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族が死亡するに至つたとき又は離婚、婚姻の取消、離縁等により当該介護休業期間の介護休業に係る対象家族と介護休業申出をした非常勤職員との親族関係が消滅するに至つたとき。

(育児休業申出の消滅)

第10条 育児休業申出の日から育児休業開始予定日とされた日の前日までに、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該申出はされなかつたものとみなす。この場合にあつては、非常勤職員は、当該事由が生じた旨を、育児休業等事情変更届（様式第4号）により、遅滞なく届け出なければならない。

一 育児休業申出に係る子の死亡

- 二 育児休業申出に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消
- 三 育児休業申出に係る子が養子となったことその他の事情により当該申出をした非常勤職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
- 四 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。
- 五 育児休業申出をした非常勤職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、当該申出に係る子が1歳（第3条第3項の規定による申出に係る子にあっては、1歳6か月、同条第4項の規定による申出に係る子にあっては、2歳）に達するまでの間、当該子を養育することができない状態になったこと。
- 六 第12条第1項の規定により読み替えて適用する第3条第1項の申出により子の1歳到達日の翌日以後の日に育児休業をする場合において非常勤職員の配偶者が育児休業をしていないこと（当該申出に係る育児休業開始予定日とされた日が当該配偶者のしている育児休業に係る育児休業期間の初日と同じ日である場合を除く。）。

（育児休業期間）

第11条 育児休業申出により育児休業をすることができる期間（「育児休業期間」という。）は、育児休業開始予定日とされた日から育児休業終了予定日とされた日（第8条第1項の規定により当該育児休業終了予定日が変更された場合にあつては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項において同じ。）までの間とする。

2 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、育児休業期間は、前項の規定にかかわらず、当該事情が生じた日（第3号及び第4号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に終了する。

- 一 育児休業終了予定日とされた日の前日までに前条各号に掲げる事由が生じたこと。
- 二 育児休業終了予定日とされた日の前日までに育児休業申出に係る子が1歳（第3条第3項の規定による申出に係る子にあっては、1歳6か月、同条第4項の規定による申出に係る子にあっては、2歳）に達したこと。
- 三 育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした非常勤職員について、産前産後休暇期間が始まったこと。
- 四 育児休業終了予定日とされた日までに、育児休業申出をした非常勤職員について、第11条の6第1項の出生時育児休業期間、介護休業期間又は新たな育児休業期間が始まったこと。

3 第3条第7項の規定及び前条後段の規定は、前項第1号に掲げる事由が生じた場合について準用する。

（出生時育児休業）

第11条の2 非常勤職員は、申し出ることにより、その養育する子について、次の号に該当する場合に限り、育児休業のうち、この条から第11条の6までに定めるところにより、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。次項第1号において同じ。）の期間内に4週間以内の期間を定めて休業（以下「出生時育児休業」という。）をすることができる。

- 一 出生時育児休業に係る子の出生の日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）から起算して8週間を経過する日の翌日から6月を経過する日までに、雇用期間（雇用期間が更新される場合には、更新後の雇用期間）が満了することが明らかでない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員は、出生時育児休業をすることができない。

- 一 当該子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの期間（当該子を養育していない期間を除く。）内に2回の出生時育児休業をした者
- 二 育児・介護休業法第9条の3第2項の規定により準用される同法第6条の規定に基づく協定により、同条第1項及び育児・介護休業法施行規則第8条で定める者の範囲内であって出生時育児休業の対象者から除外するとされた者

（出生時育児休業の申出）

第11条の3 出生時育児休業を希望する非常勤職員は、出生時育児休業をすることとする一の期間について、その初日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「出生時育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、申し出るものとする。

2 前項の申出は、原則として、出生時育児休業開始予定日の2週間前までに、出生時育児休業申出書（様式第1号）を提出するものとする。この場合において、その事由を確認する必要があるときは、証明書類の提出を求めることがある。

3 前条第1項第1号及び第2項の規定は、雇用期間の末日を出生時育児休業終了予定日（次条第2項の規定により当該出生時育児休業終了日が変更された場合にあっては、その変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日）とする出生時育児休業をしているものが、当該出生時育児休業に係る子について、当該雇用期間の更新に伴い、当該更新後の雇用期間の初日を出生時育児休業開始予定日とする出生時育児休業申出をする場合には、これを適用しない。

4 出生時育児休業の申出をした非常勤職員（以下「出生時育児休業申出者」という。）は、当該申出をした後に申出に係る子が出生した場合には、その旨を遅滞なく報告しなければならない。

5 第1項の申出があった場合は、当該出生時育児休業申出者に対し、出生時育児休業取扱通知書（様式第1-2号）により、出生時育児休業の取扱いについて通知するものとする。

（出生時育児休業期間の変更等）

第11条の4 出生時育児休業申出者は、当該申出に係る出生時育児休業開始予定日の前日までに、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業申出書（様式第1号）をもって申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日を出生時育児休業1回につき1回に限り当該出生時育児休業開始予定日とされた日前の日に変更することができる。

一 出産予定日前に出生時育児休業申出に係る子が出生したこと。

二 出生時育児休業申出に係る子の親である配偶者の死亡

三 前号に規定する配偶者が負傷又は疾病により出生時育児休業申出に係る子を養育することが困難になったこと。

四 第2号に規定する配偶者が出生時育児休業申出に係る子と同居しなくなったこと。

五 出生時育児休業申出に係る子が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態となったとき。

六 出生時育児休業申出に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われなるとき。

2 出生時育児休業申出者は、出生育児休業終了予定日の原則として2週間前までに出生時育児休業申出書（様式第1号）をもって申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日を出生時育児休業1回につき1回に限り当該出生時育児休業終了予定日とされた日後の日に変更することができる。

（出生時育児休業申出の撤回等）

第11条の5 出生時育児休業申出者は、出生時育児休業開始予定日（前条第1項の規定により出生時育児休業開始予定日を変更された場合にあつては、その変更後の出生時育児休業開始予定日とされた日。）の前日までは、出生時育児休業申出撤回書（様式第3号）をもって申し出ることにより、当該申出を撤回することができる。

2 前項の規定により撤回された出生時育児休業は撤回1回につき1回休業したものとみなす。

（出生時育児休業期間）

第11条の6 出生時育児休業申出により出生時育児休業をすることができる期間（「出生時育児休業期間」という。）は、出生時育児休業開始予定日とされた日から出生時育児休業終了予定日とされた日（第11条の4第2項の規定により出生時育児休業終了予定日を変更された場合にあつてはその変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日。次項において同じ。）までの間とする。

2 出生時育児休業終了予定日（第11条の4第2項の規定により出生時育児休業終了予定日を変更された場合にあつてはその変更後の出生時育児休業終了予定日とされた日）とされた日の前日（第6号及び第7号にあつては出生時育児休業終了予定日とされた日）までに、次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、当該事情が生じた日（第6号及び第7号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日）に出生時育児休業は終了する。

一 出生時育児休業に係る子の死亡

二 出生時育児休業に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消

三 出生時育児休業に係る子が養子となったことその他の事情により当該申出をした非常勤職員と当該子が同居しないこととなったこと。

四 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。

五 出生時育児休業申出者が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該申出に係る子が出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までの間、当該子を養育することができない状態になったこと。

六 出生時育児休業終了予定日とされた日までに、出生時育児休業申出者について、産前産後休暇期間が始まったこと。

七 出生時育児休業終了予定日とされた日までに、出生時育児休業申出者について、新たな出生時育児休業期間、介護休業期間又は育児休業期間が始まったこと。

3 出生時育児休業をしている非常勤職員は、前項第1号から第5号に掲げる事情が生じた場合には、当該事由が生じた旨を、出生時育児休業等事情変更届（様式第4号）により、遅滞なく申し出なければならない。（同一の子について配偶者が育児休業をする場合の特例）

第12条 非常勤職員の養育する子について、当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業をしている場合における第3条から第17条までの規定の適用については、育児・介護休業法第9条の6の定めるところによる。

(育児休業の効果)

第13条 育児休業をしている非常勤職員は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(育児休業をしている職員が保有する職)

第14条 育児休業をしている非常勤職員は、育児休業開始予定日とされた日の前日に占めていた職を保有するものとする。ただし、当該育児休業開始予定日とされた日後に異動した場合には、異動後の職を保有するものとする。

(職務復帰)

第15条 出生時育児休業期間が終了したとき(第11条の6第2項第7号に掲げる事由に該当したことにより終了した場合を除く。)又は育児休業期間が終了したとき(第11条第2項第4号に掲げる事由に該当したことにより終了した場合を除く。)は、当該育児休業(出生時育児休業を含む。)に係る非常勤職員は、職務に復帰するものとする。

(人事異動通知書の交付)

第16条 次の各号に掲げる場合には、非常勤職員に対して、人事異動通知書を交付するものとする。

- 一 職員を育児休業とする場合
- 二 職員の育児休業終了予定日を変更する場合
- 三 育児休業をした職員が職務に復帰した場合
- 四 育児休業をしている職員について当該育児休業が終了し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業とする場合
- 五 育児休業が育児休業終了予定日とされた日の前日までに終了した場合

(勤務条件等の通知)

第17条 非常勤職員が育児休業申出をしたときは、当該非常勤職員に対して、育児休業中及び職務復帰時の給与、配置その他の勤務条件等を通知するものとする。

(育児部分休業)

第18条 非常勤職員(1日の所定労働時間数が6時間以下の職員を除く)は、この規則の定めるところにより、当該非常勤職員の3歳に満たない子を養育するため、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「育児部分休業」という。)ができる。

(育児部分休業の適用除外)

第19条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員は、労使協定の定めるところにより育児部分休業をすることができない。

- 一 引き続き雇用された期間が1年に満たない非常勤職員
- 二 1週間の所定勤務日数が2日以下の非常勤職員

(育児部分休業の単位)

第20条 育児部分休業は、所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間(保育時間(非常勤職員就業規則第44条第1項第9号の事由による休暇をいう。以下同じ。))を取得している非常勤職員については、2時間から当該保育時間を減じた時間)を超えない範囲内で、非常勤職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分を単位とするものとする。

(育児部分休業の申出)

第21条 育児部分休業をしようとする非常勤職員は、育児部分休業申出書(様式第5号)により育児部分休業の開始予定日の1週間前までに申し出るものとする。

2 第3条第7項の規定は、育児部分休業申出について準用する。

(準用)

第22条 第10条、第11条第2項及び第3項の規定は、育児部分休業について準用する。

第23条 育児休業（出生時育児休業を含む。）又は育児部分休業をしている非常勤職員には、その期間中又はその勤務しない時間の給与は支給しない。

(育児を行う非常勤職員の時間外勤務の制限)

第24条 3歳に満たない子を養育する非常勤職員が当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、所定勤務時間を超える時間外勤務を命じないものとする。ただし、労使協定の定めにより除外された次の各号のいずれかに該当する非常勤職員についてはこの限りではない。

- 一 引き続き雇用された期間が1年に満たない非常勤職員
- 二 1週間の所定勤務日数が2日以下の非常勤職員

2 前項の規定による請求は、時間外勤務・深夜勤務制限請求書（様式第6号）により、一の期間（1月以上1年以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）の初日の1月前までに行わなければならない。この場合において、この項の前段に規定する制限期間については、次条第2項前段に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

3 第1項の規定による請求の後、制限期間の初日の前日までに、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。この場合において非常勤職員は、当該事由が生じた旨を育児休業等事情変更届（様式第4号）により、遅滞なく届け出なければならない。

- 一 請求に係る子の死亡
- 二 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消し
- 三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした非常勤職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
- 四 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。
- 五 請求をした非常勤職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になったこと。

4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。

- 一 制限期間の末日とされた日の前日までに、前項各号に掲げる事由が生じたこと。
- 二 制限期間の末日とされた日の前日までに、請求に係る子が3歳に達したこと。
- 三 制限期間の末日とされた日までに、請求をした非常勤職員について、産前産後休暇期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

5 第3項後段の規定は、前項第1号の事由が生じた場合について準用する。

第25条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤職員が当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超える時間外勤務を命じないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員については、この限りではない。

- 一 引き続き雇用された期間が1年に満たない非常勤職員

二 1週間の所定勤務日数が2日以下の非常勤職員

- 2 前項の規定による請求は、時間外勤務・深夜勤務制限請求書（様式第6号）により、請求しようとする一の期間（1月以上1年以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）の初日の1月前までに行わなければならない。この場合において、この項の前段に規定する制限期間については、前条第2項前段に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 3 第1項の規定による請求の後、制限期間の初日の前日までに、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。この場合においては、非常勤職員は、当該事由が生じた旨を育児休業等事情変更届（様式第4号）により、遅滞なく届け出なければならない。
- 一 請求に係る子の死亡
 - 二 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消し
 - 三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした非常勤職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
 - 四 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。
 - 五 請求をした非常勤職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になったこと。
- 4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。
- 一 制限期間の末日とされた日の前日までに、前項各号に掲げる事由が生じたこと。
 - 二 制限期間の末日とされた日の前日までに、請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。
 - 三 制限期間の末日とされた日までに、請求をした非常勤職員について、産前産後休暇期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。
- 5 第3項後段の規定は、前項第1号の事由が生じた場合について準用する。
（育児を行う非常勤職員の深夜勤務の制限）
- 第26条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤職員が、当該子を養育するために請求した場合には、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から翌日午前5時までの間をいう。以下同じ。）に勤務を命じないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する非常勤職員については、この限りではない。
- 一 引き続き雇用された期間が1年に満たない非常勤職員
 - 二 請求に係る子の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当し、常態として当該子を保育することができる非常勤職員
 - イ 深夜において就業していない（深夜における1月の就業日数が3日以下の場合を含む。）こと。
 - ロ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を保育することが困難な状態にないこと。
 - ハ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定でなく、かつ、産後8週間以内でないこと。
- 三 1週間の所定勤務日数が2日以下の非常勤職員

- 2 前項の規定による請求は、時間外勤務・深夜勤務制限請求書（様式第6号）により、請求しようとする一の期間（1月以上6月以内の期間に限る。以下この条において「制限期間」という。）の初日の1月前までに行わなければならない。
- 3 第1項の規定による請求の後、制限期間の初日の前日までに、次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。この場合においては、非常勤職員は、当該事由が生じた旨を育児休業等事情変更届（様式第4号）により、遅滞なく届け出なければならない。
 - 一 請求に係る子の死亡
 - 二 請求に係る子が養子である場合における離縁又は養子縁組の取消し
 - 三 請求に係る子が養子となったことその他の事情により当該請求をした非常勤職員と当該子とが同居しないこととなったこと。
 - 四 民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたこと。
 - 五 請求をした非常勤職員が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、当該請求に係る制限期間の末日までの間、当該請求に係る子を養育することができない状態になったこと。
- 4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合には、制限期間は、当該事情が生じた日（第3号に掲げる事情が生じた場合にあっては、その前日）に終了する。
 - 一 制限期間の末日とされた日の前日までに、前項各号に掲げる事由が生じたこと。
 - 二 制限期間の末日とされた日の前日までに、請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。
 - 三 制限期間の末日とされた日までに、請求をした非常勤職員について、産前産後休暇期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。
- 5 第3項後段の規定は、前項第1号の事由が生じた場合について準用する。

（不利益取扱いの禁止）

第27条 非常勤職員は、育児休業（出生時育児休業を含む。）、育児部分休業、育児を行う非常勤職員の時間外勤務の制限又は深夜勤務の制限を理由として、不利益な取扱いを受けない。

（雑則）

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）及びその他の法令の規定により育児休業を承認され、当該育児休業の期間の末日がこの規則の施行の日以後とされていた者については、この規則の施行の日において、この規則による育児休業とするものとする。この場合の育児休業の期間は、旧法令の規定による育児休業期間の残存期間と同一の期間とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月23日）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成28年12月27日）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（平成31年4月30日）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。